

# 草津市公報

発行日 令和4年6月1日  
 (毎月1・15日発行)  
 発行番号 第 10 号  
 発行所 草津市役所  
 草津市草津三丁目13番30号  
 電話番号(代)077-563-1234

## ◇◇◇目 次◇◇◇

### ◎ 告 示

公示送達について(介護保険課) ..... 1  
 草津市市民参加啓発事業補助金交付要綱(まちづくり協働課) ..... 2  
 公示送達について(納税課) ..... 2  
 草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱(人権政策課) ..... 4  
 公示送達について(税務課) ..... 4  
 草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱の一部を改正する要綱(健康福祉政策課) ..... 5  
 公示送達について(税務課) ..... 5  
 公示送達について(税務課) ..... 6  
 令和4年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱(子ども・若者政策課) ..... 7  
 草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱(子ども・若者政策課) ..... 12

### ◎ 公 告

条件付一般競争入札の施行について(契約検査課) ..... 13

### ◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について(教育総務課) ..... 16

## 告示

草津市告示第161号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年5月2日

草津市長 橋川 渉

## 1 送達すべき書類

令和3年度 第8期介護保険料督促状

令和3年度 第9期介護保険料督促状

令和3年度 第10期介護保険料督促状

## 2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

## 3 上記の書類については、令和4年5月9日に送達があったものとみなす。

## 令和3年度第8期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号

## 令和3年度第9期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号

## 令和3年度第10期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
2	楠 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
3	平尾 忠孝	草津市野路東五丁目25番22-206号 マリーベルハイツA棟
4	山城 エツ子	草津市西渋川一丁目18番1号

(令和4年5月2日掲示済み)

草津市告示第162号

草津市市民参加啓発事業補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年5月2日

草津市長 橋川 渉

草津市市民参加啓発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響等で低調となった市民活動の活性化を目的として実施される市民参加啓発事業（以下「事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において市民参加啓発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、草津コミュニティ支援センター運営連絡会（以下「補助対象者」という。）とする。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、草津コミュニティ支援センターにおいて実施する市民向け講座で市長が市民活動の活性化に資すると認める内容のものとする。

2 補助対象経費、補助率および補助金額は別表のとおりとする。

(実績報告書の添付書類等)

第4条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の添付書類は、次に掲げる書類とし、その提出日は、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日までとする。

(1) 収支決算書

(2) 事業実績報告書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(帳簿等の保存)

第5条 補助対象者は、補助金に関係する経費の収支を明らかにする帳簿、証拠書類等を整理し、5年間保存しなければならない。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年5月2日から施行し、令和

4年度以降の補助金について適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第4条に規定する実績報告および第5条に規定する保存の期間については、なお従前の例による。

別表（第3条第2項関係）

補助対象経費		補助率	補助金額
科目	内容		
報償費	講師謝礼等	10/10	事業活動に必要と市長が定める額
旅費	講師への交通費等 (草津市職員等の旅費に関する条例および草津市職員等の旅費に関する規則に準ずる料金を上限とする。)		
人件費	事業にかかる人件費		
消耗品費	事業用消耗品		
食糧費	講師の湯茶代等		
印刷製本費	チラシ作成代等		
通信運搬費	郵便代等		
手数料	物品購入等にかかる振込手数料等		
保険料	行事等傷害保険等		
使用料および賃借料	物品(行事器材等)等の借上料等		
原材料費	事業の材料費等		

(令和4年5月2日掲示済み)

草津市告示第163号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年5月2日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

- (1) 市・県民税督促状 11件
- (2) 固定資産税・都市計画税督促状 31件
- (3) 国民健康保険税督促状 61件
- (4) 市県民税特別徴収督促状 1件
- (5) 差押調書(謄本) 2件

(6) 配当計算書(謄本)

2件

計108件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年5月9日に送達があったものとみなす。

督促状公示送達者名簿

氏名	住所	市・県民税	固定資産税・都市計画税	国民健康保険税
1 BUYANDELGER UNDRAL	千葉県八千代市下市東2丁目2番13号 レオパレス21たのしむ205号	令和3年度第4期		
2丸濱 勇希	守山市小島町9-35番地132 イーデンホール102号	令和3年度第4期		
3久保 晋	守山山下之郷3丁目9番15-201号	令和3年度第4期		
4藤川 博雅	草津市西高川一丁目17番55-301号 リバーコート	令和3年度第3期		
5藤川 博章	草津市西高川一丁目17番55-301号 リバーコート	令和3年度第4期		
6武隈 和広	草津市青地町2-13-1 デイアコート青地1 130号	令和2年度第4期		
7渡邊 理樹	草津市青地町581番地1-1408 コンフェットテラオ	令和3年度第4期		
8松井 本	草津市山手町1166番地1-608 タイキビル山手	令和3年度第4期		
9阿部 孝義	草津市宮分三丁目17番30-203号 コーポルクス	令和3年度第4期		
10 MUHAMMAD TAUFIQ HIN MUSTAFA	草津市西高川一丁目14番10-303号 レックス葛津	令和3年度第4期		
11 CHEN ZHENFENG 陳 真鋒	草津市青地町2-13番地1-2077 デイアコート青地1	令和3年度第4期		
12大塚園芸 株式会社	大阪府北区西成町17番地	令和3年度第4期		
13山本 武	東京都豊島区西池袋5丁目15-46番地	令和3年度第4期		
14井上 昌信	東京都武蔵村山市岸2丁目7番9号 コーポビル105号	令和3年度第4期		
15株式会社 SIGN	群馬県前橋市市川内町3丁目128-1	令和3年度第4期		
16池田 千丸	大津市草子か庄一丁目10番25-3704号	令和3年度第4期		
17株式会社 丸商	大津市真野2丁目27番1号	令和3年度第4期		
17山本 初子	大津市本宮2丁目6番22号 大津法人ホーム	令和3年度第4期		
18橋本 昭夫	野洲市上堰市有地 野洲上堰C棟207号	令和3年度第4期		
19有限会社 スイス・ライフ社	奈良市小橋2丁目10番26号	令和3年度第4期		
20横井 健平	草津市西高川一丁目15番2号	令和3年度第4期		
21横井 健生	草津市西高川一丁目15番2号	令和3年度第4期		
22横井 健生	草津市西高川一丁目15番2号	令和3年度第4期		
23山本 千太郎	草津市下笠町	令和3年度第4期		
24井上 昌之助	草津市下笠町	令和3年度第4期		
25若林 多一郎	草津市大宮一丁目18番26号	令和3年度第4期		
26辻川 清吉	草津市大宮一丁目7番1-2108号 TOWER-111	令和3年度第4期		
27川口 健吉	草津市大宮二丁目3番47号	令和3年度第4期		
18有限会社 東海住建	草津市大宮一丁目1番41号	令和3年度第4期		
19株式会社 アースディ	草津市高橋町207番地78	令和3年度第4期		
20山本 初太郎	草津市南袋町1443番地1	令和3年度第4期		
21有限会社 草津三三住宅	草津市野路一丁目14番38-1002号	令和3年度第4期		
22ヒコ石川 株式会社	草津市北山田町93番地1	令和3年度第4期		
23斎藤 真司夫	草津市大橋町1524番地14	令和3年度第4期		
24株式会社 セコウ	大阪府北区天神橋2丁目5番25号 若村ランドビル9階	令和3年度第4期		
25京都園芸 株式会社	大阪府北区茨田町17番地	令和3年度第4期		
26長井 孝	大阪府西成区染物4丁目15番6号	令和3年度第4期		
27株式会社 松岳	京都府下京区中島田町12番地 しんたにビル2階	令和3年度第4期		
28長井 孝	草津市野路五丁目9-2	令和3年度第4期		
29長井 孝	草津市野路五丁目9-2	令和3年度第4期		
30久保田 真三郎	京都市伏見区向島中島町78番地の15	令和3年度第4期		
31株式会社 セイツク地所	浙江上林区大馬路1062番地9	令和3年度第4期		
1田川 良平	草津市川原二丁目1番35-201号 ジェンホール1	令和3年度第9期		
2小林 武史	草津市平井一丁目5番23-105号 草津前川ハイツ	令和3年度第9期		
3藤崎 光博	草津市野村一丁目13番9-312号 ル・アージュ草津	令和3年度第8期		
4藤崎 光博	草津市野村一丁目13番9-312号 ル・アージュ草津	令和3年度第9期		
5川上 基	草津市野村一丁目19番11-103号 北川メローム88	令和3年度第9期		
6前田 孝平	草津市野村一丁目21番2-204号 Albergo	令和3年度第8期		
7前田 孝平	草津市野村一丁目21番2-204号 Albergo	令和3年度第9期		
8渡海 康哉	草津市上笠一丁目25番5-1205号 レイタシティ上笠	令和3年度第6期		
9渡海 康哉	草津市上笠一丁目25番5-1205号 レイタシティ上笠	令和3年度第7期		
10渡海 康哉	草津市上笠一丁目25番5-1205号 レイタシティ上笠	令和3年度第8期		
11大塚 孝則	草津市東高橋一丁目16番7号 ハイックラウド 304号	令和3年度第9期		
12柳井 景子	草津市東高橋一丁目9番33-403号 プリムワール	令和3年度第9期		
13井上 武	草津市西高川一丁目8番49号	令和3年度第9期		
14 LIANG HAOWEN 梁 浩文	草津市青地町270番地3 サンクリエート・ハヤシ支店館 1709号	令和3年度第9期		
15中島 凌法	草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ支店館	令和3年度第8期		
16中島 凌法	草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ支店館	令和3年度第3期		
17中島 凌法	草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ支店館	令和3年度第4期		
18中島 凌法	草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ支店館	令和3年度第5期		
19中島 凌法	草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ支店館	令和3年度第6期		
20中島 凌法	草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ支店館	令和3年度第7期		
21中島 凌法	草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ支店館	令和3年度第8期		
22中島 凌法	草津市青地町270番地3-1308 サンクリエート・ハヤシ支店館	令和3年度第9期		
23山本 初太郎	草津市山手町1166番地1-5016 タイキビル山手	令和3年度第9期		
24山本 初太郎	草津市山手町1166番地1-202号 タイキビル山手	令和3年度第9期		
25井上 勇弘	草津市宮分三丁目2番36号	令和3年度第9期		
26藤田 祥英	草津市本川町1019番地1-105 ファミール佐々木	令和3年度第9期		
27藤田 祥英	草津市本川町1019番地1-105 ファミール佐々木	令和3年度第9期		
28藤田 祥英	草津市本川町1019番地1-105 ファミール佐々木	令和3年度第8期		
29藤田 祥英	草津市本川町1019番地1-105 ファミール佐々木	令和3年度第9期		
30齊藤 良博	草津市本川町864番地 レジデンス葛津 204号	令和3年度第9期		
31松浦 一信	草津市本川町909番地 木川園地 25棟2号	令和3年度第9期		
32高宮 亮	草津市矢倉一丁目7番3-603号 リヴィエール・パルジュ	令和3年度第9期		
33 LEE CHAEYOON	草津市野路五丁目25番20-405号 マリーベル南草津	令和3年度第9期		
34橋本 昭夫	草津市野路五丁目25番22-203号 マリーベルハイツA棟	令和3年度第9期		
35車塚 真寿	草津市野路五丁目25番22-206号 マリーベルハイツA棟	令和3年度第9期		
36三宅 永輔	草津市野路五丁目3番3-101号 レッドタカサキ田	令和3年度第7期		
37 LI HUAJING	草津市野路五丁目13番8-107号 アズビエソテ	令和3年度第9期		
38 WANG JIELEI 王 潔潔	草津市野路五丁目10番1-304号 ハイックラウド	令和3年度第9期		
39高木 浩夫	草津市野路六丁目14番1-303号 ALT A南草津ビュウ	令和3年度第9期		
40藤原 博	草津市野路六丁目14番1-401号 ALT A南草津ビュウ	令和3年度第9期		
41吉田 幸司	大阪府東淀川区片町1丁目7-21 パルエスト南403	令和3年度第9期		
42古川 豊	草津市野路六丁目14番16-102号 プラザダイヤモンド	令和3年度第9期		
43井上 健	草津市橋岡町27番地1-201 ベルエポック	令和3年度第9期		
44芝本 健太	草津市矢倉町105番地1 カーサ・ソラツツオ 213号	令和3年度第6期		
45芝本 健太	草津市矢倉町105番地1 カーサ・ソラツツオ 213号	令和3年度第7期		
46浅野 成人	草津市矢倉町105番地1-523号 カーサ・ソラツツオ	令和3年度第9期		
47山西 秀隆	草津市南袋三丁目16番10号	令和3年度第9期		
48斎藤 一	草津市南袋三丁目22番15-1号	令和3年度第9期		
49 ZHANG ZHEN 張 震	草津市安山五丁目3番27-747号 クレスタ草津	令和3年度第8期		
50 ZHANG ZHEN 張 震	草津市安山五丁目3番27-747号 クレスタ草津	令和3年度第9期		
51 NGUYEN THI MINH HUYNH	草津市安山三丁目1番18-201号 シティハウス松園	令和3年度第9期		
52藤田 英太郎	草津市安山四丁目11番11-1401号 ビュウ・ドミトリー シミズ	令和3年度第9期		
53松谷 大樹	草津市安山四丁目11番11-1401号 ビュウ・ドミトリー シミズ	令和3年度第9期		
54松谷 隆昌	草津市安山四丁目11番11-1401号 ビュウ・ドミトリー シミズ	令和3年度第9期		
55 CHEN YUHAO	東京都中央区一丁目4番地5-201メゾン・メルシー	令和3年度第9期		
56 LIU TIANSHU	草津市野路五丁目6番41-401号 ハイックラウド	令和3年度第3期		
57 LIU TIANSHU	草津市野路五丁目6番41-401号 ハイックラウド	令和3年度第4期		
58 LIU TIANSHU	草津市野路五丁目6番41-401号 ハイックラウド	令和3年度第5期		
59 LIU TIANSHU	草津市野路五丁目6番41-401号 ハイックラウド	令和3年度第6期		
60 LIU TIANSHU	草津市野路五丁目6番41-401号 ハイックラウド	令和3年度第7期		
61 LIU TIANSHU	草津市野路五丁目6番41-401号 ハイックラウド	令和3年度第8期		



市県民税特別徴収督促状 公示送達者名簿

	氏名	住所	備考
1	有限会社 ケイムズ	大津市丸の内町4番40号読売IC事務所内	令和4年 2月分

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

	氏名	住所	備考
1	中川 正盛	米原市領戸742番地	発番 令和4年 4月11日 草納発第330号
2	ZHAO HAOQING	草津市笠山三丁目11番9-932号エクセルシオール沼賀	発番 令和4年 4月11日 草納発第350号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

	氏名	住所	備考
1	達城 慎也	愛知県名古屋市中村区藤町11番地の2	発番 令和4年 3月10日 草納発第222号
2	松原 羽衣	京都府京都市伏見区深草鞍ヶ谷43番地2ネオハイツ201	発番 令和4年 3月22日 草納発第307号

(令和4年5月2日揭示済み)

草津市告示第164号

草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年5月10日

草津市長 橋川 渉

草津市同和対策推進委員会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市同和対策推進委員会設置要綱(平成4年草津市告示第146号)の一部を次のように改正する。

別表中

「  
農林水産課長  
」を

「  
農林水産課長  
人とくらしのサポートセンター所長  
」に

「子ども家庭課長」を「子ども家庭・若者課長」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年5月10日から施行する。

(令和4年5月10日揭示済み)

草津市告示第165号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年5月12日

草津市長 橋川 渉

- 送達すべき書類  
国民健康保険税更正・決定通知書
- 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙のとおり
- 上記の書類については、令和4年5月19日に送達があったものとみなす。

## 国民健康保険税更正・決定通知書

連番	発送先宛名	発送先住所	賦課年度	課税年度分
1	安井 友佳莉	米国	令和4年度	令和3年度
2	高橋 都	長野県塩尻市大門幸町3番18号	令和3年度	令和3年度
3	恩田 裕喜	滋賀県草津市西渋川一丁目14番11-405号郁文館	令和3年度	令和3年度
4	YU HUAN	滋賀県草津市笠山二丁目4番50-202号Parkレジデンス笠山	令和4年度	令和3年度
5	福田 恭太郎	滋賀県草津市笠山四丁目11番11-1401号ピュア・ドミトリー シミズ	令和4年度	令和3年度
6	E I MYAT THANDAR AUNG	滋賀県草津市野路東五丁目26番46-108号マリーベルハイツB棟	令和4年度	令和3年度

(令和4年5月12日揭示済み)

## 草津市告示第166号

草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和4年5月12日

草津市長 橋川 渉

草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱の一部を改正する要綱

草津市社会福祉法人庁内審査会設置要綱（平成25年草津市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条第1項第1号に定める所轄庁としての事務（以下「所轄庁事務」という。）を所管する部長級、副部長級および課長級の職にある者
- (2) 法人が運営する施設等を所管する部長級、副部長級および課長級の職にある者
- (3) その他市長が必要と認める者

第4条第2項中「健康福祉部長」を「所轄庁事務を所管する部長級の職にある者」に改める。

第6条中「健康福祉部健康福祉政策課」を「所轄庁事務を所管する課」に改める。

付 則

この要綱は、令和4年5月12日から施行する。

(令和4年5月12日揭示済み)

## 草津市告示第167号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年5月12日

草津市長 橋川 渉

## 1 送達すべき書類

令和4年度 軽自動車税（種別割）納税通知書

## 2 送達を受けるべき者の氏名および住所別紙のとおり

## 3 上記の書類については、令和4年5月19日に送達があったものとみなす。

連番	氏名	住所	調定年度	年度分
1	井手口 芳弘	滋賀県草津市追分南三丁目2番36号	R4	R4
2	横井 健生	滋賀県草津市西澁川一丁目15番2号	R4	R4
3	嵐木 勝市	滋賀県草津市笠山二丁目1番9号新洋建設社宅	R4	R4
4	芝田 美佐江	滋賀県草津市南笠町1211番地	R4	R4
5	甲斐 利治	滋賀県草津市野村四丁目2番3-203号グランステージ	R4	R4
6	片山 裕太	滋賀県草津市平井一丁目14番1-110号ジョイフル草津	R4	R4
7	車井 隆幸	滋賀県草津市青地町213番地1ディアコート青地I 124号	R4	R4
8	YUKI JOAO MASSATO	滋賀県草津市青地町213番地1-219ディアコート青地II	R4	R4
9	平尾 忠孝	滋賀県草津市野路東五丁目25番22-206号マリーベルハイツA棟	R4	R4
10	井上 健	滋賀県草津市橋岡町27番地1-201ベルエポック	R4	R4
11	株式会社 青木車輛	滋賀県草津市矢倉一丁目7番25号	R4	R4
12	長瀬 幹広	滋賀県草津市野村三丁目7番4号正田マンションII 2-1号	R4	R4
13	中川 義浩	滋賀県草津市上笠四丁目3番29号センチュリーハイツ木村	R4	R4
14	福田 恭太郎	滋賀県草津市笠山四丁目11番11-1401号ビュア・ドミトリー シミズ	R4	R4
15	小林 正太郎	滋賀県草津市木川町848番地1-201ARPEGGE草津	R4	R4
16	株式会社 中富士土地	滋賀県草津市平井二丁目8番10号	R4	R4

(令和4年5月12日揭示済み)

草津市告示第168号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年5月13日

草津市長 橋川 涉

1 送達すべき書類

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

2件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和4年5月20日に送達があったものとみなす。

令和3年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所		
1	吉川 昌宏	京都府京都市伏見区向島津田町	2番地	ミリオンマンション 1J
2	矢澤 大志	ベトナム		

(令和4年5月13日揭示済み)

## 草津市告示第169号

令和4年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年5月13日

草津市長 橋川 渉

令和4年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規に婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより婚姻に伴う経済的負担を軽減することを目的に、住居費、リフォーム費用および引越費用の一部について、予算の範囲内で令和4年度草津市結婚新生活支援補助金（以下「令和4年度補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和4年1月1日から令和5年3月10日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内で新たに住宅を購入し、または賃借する契約に関する費用のうち、購入費、賃料、敷金、礼金、共益費および仲介手数料（生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあつてはその全額、賃料について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては住宅手当分に相当する額、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象部分がある場合にあつては当該支援対象部分に相当する額を除く。）をいう。ただし、婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅に限る。
- (3) リフォーム費用 令和4年1月1日から令和5年3月10日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内で居住する住宅をリフォー

ムする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。）をいう。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したリフォームに限る。

- (4) 引越し費用 令和4年1月1日から令和5年3月10日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日）までの間に婚姻を機に草津市内の住宅に引越しする際に要した費用のうち、引越し業者または運送業者へ支払った費用をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体または民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(交付の対象者)

第3条 令和4年度補助金の交付の対象となる新婚世帯（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 申請時において、夫婦の双方または一方の住民票の住所が、申請に係る住宅の住所となっている新婚世帯
- (2) 婚姻日において、年齢が夫婦ともに39歳以下である新婚世帯
- (3) 夫婦の所得（夫婦に係る令和3年分（令和4年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和2年分）の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号の合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）を合算した金額。以下同じ。）が400万円未満（貸与型奨学金の返済がある場合にあつては夫婦の所得からその返済した額を控除した金額、夫婦の双方または一方が離職し、申請時において無職の場合にあつては離職した者について所得なしとして夫婦の所得を算出した金額が400万円未満）である世帯
- (4) この要綱の規定による補助金の交付を受けたことがない世帯
- (5) 交付申請の時点において、夫婦いずれの者も、納期限が到来している草津市税および国民健康保険税を滞納していない世帯

2 前項に規定するもののうち、夫婦の双方または一



方が、本市、他市区町村または都道府県におけるこの要綱と同様の趣旨による給付を受けている世帯は、同項の規定にかかわらず補助対象者としな

- 3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定するもののほか、令和3年度草津市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和3年草津市告示第194号。以下「令和3年度要綱」という。）の規定による補助金の交付を受けた世帯であって、当該交付の額が、当該世帯に係る令和3年度要綱に定める補助金の限度額に達しなかったもの（令和3年度要綱の補助金の申請において補助対象者に該当することが決定されたものの、補助金の交付を受けられなかった世帯を含む。）は、補助対象者とする。ただし、同項第1号および第5号に該当しない場合は、この限りでない。

（補助金の額等）

第4条 令和4年度補助金の額は、住居費、リフォーム費用および引越し費用を合算した金額に相当する額とし、1世帯当たりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 婚姻日における年齢が、夫婦ともに29歳以下である新婚世帯 60万円
- (2) 前号以外の新婚世帯 30万円

2 前条第3項の補助対象者に係る令和4年度補助金の額は、前項に定める費用のうち、リフォーム費用を除く住居費および引越し費用（令和3年度要綱の規定により交付を受けた補助金の算定の基礎となった費用を除く。）を合算した金額に相当する額とし、当該補助対象者に係る令和3年度要綱に定める補助金の限度額から令和3年度要綱の規定により交付を受けた補助金の額を差し引いて得た額を限度とする。

3 前2項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請書）

第5条 令和4年度補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類（申請者が第3条第3項の補助対象者である場合は、第1号、第3号、第10号および第11号の書類を除く。）を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
- (2) 住民票（申請に係る住宅の住所に居住している

者に限る。）

- (3) 令和4年度（令和3年分）所得・課税証明書（令和4年5月31日までに婚姻届が受理された場合は令和3年度（令和2年分）所得・課税証明書）
  - (4) 本人の口座が特定できるものの写し
  - (5) 物件の売買契約書および領収書その他の支払が確認できる書類（以下「領収書等」という。）の写し（住居費（物件の購入に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）
  - (6) 物件の賃貸借契約書および領収書等の写し（住居費（物件の賃貸借に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）
  - (7) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）（住居費（物件の賃貸借に係る費用に限る。）の補助金の交付を申請する場合に限る。）
  - (8) リフォームに係る工事請負契約書又は請書と領収書等の写し（リフォーム費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
  - (9) 引越しに係る領収書等の写し（引越し費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
  - (10) 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの（貸与型奨学金を返済していた場合に限る。）
  - (11) 離職票の写しまたは退職証明書（離職した場合に限る。）
  - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の書類の提出により規則第13条に規定する実績報告があったものとみなす。
- 3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があった場合は、補助対象者への該当の有無その他の申請内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、規則第6条に規定する通知（以下「決定通知」という。）により申請者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による通知により、規則第14条に規定する額の確定通知をしたものとみなす。
- 5 第1項の規定による交付申請の提出期限は、令和5年3月10日までとする。  
（補助金の請求および交付）
- 第6条 申請者は、決定通知を受け取った場合は、速やかに規則第16条第1項の請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、請求書の提出があった場合は、速やかに

補助金を交付するものとする。

(交付申請の例外)

第7条 令和4年度補助金の予算の範囲を超えた日以後または第5条第5項の提出期限後において、補助対象者（第3条第3項の補助対象者を除く。）に該当することの決定を求めることのみを目的に、第5条第1項の規定による交付申請を行うことができる。この場合において、申請者は、同条第1項第4号から第9号までの書類の添付を省略することができる。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、第5条第3項の規定にかかわらず、補助対象者への該当の有無を審査し、草津市結婚新生活支援事業決定通知書（別記様式3号）により通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請の提出期限は、第5条第5項の規定にかかわらず、令和5年3月31日とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年5月16日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年1月1日以後に発生した住居費、リフォーム費用および引越し費用に適用する。

(この要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所 氏名 印  
 電話番号  
 配偶者 住所 氏名 印  
 電話番号

令和4年度草津市結婚新生活支援補助金交付申請書

草津市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻届提出日	年		月		日		
2 交付申請に係る住宅に住 民票を置いた日	夫	年	月	日	妻	年 月 日	
3 所得	夫	円	妻	円	合計	円	
貸与型奨学金返済額	夫	円	妻	円	合計	円	
申請時における離職の有無 ※離職している場合は <input checked="" type="checkbox"/>	夫 <input type="checkbox"/>		妻 <input type="checkbox"/>				
4 事業内訳	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年		月 日		
		家賃	円				
		敷金	円				
		礼金	円				
		共益費	円				
		仲介手数料	円				
		小計(A)	円				
		住宅手当等受給額(B)	円				
	住居費 (購入)	契約締結年月日	年		月 日		
		契約金額	円				
		領収書記載額(C)	円				
	リフォーム費用	契約締結年月日	年		月 日		
		契約金額	円				
		領収書記載額(D)	円				
	引越し	引越年月日	年		月 日		
費用(E)		円					
合計(F) (A-B+C+D+E)	円						
5 補助申請額 ※(F)と限度額(夫婦双方が 29歳以下は60万円、それ 以外は30万円)を比較し、 低い方を記入 ※1,000円未満の端数切捨て	円						

6 同意および確認 ※該当する項目にはレ点、該当しない項目には×を記入	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、草津市税および国民健康保険税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の所得、市税および国民健康保険税の納付状況について草津市役所関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助金交付の可否決定に伴い、私が住所を有する草津市以外の他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。）におけるこの補助金と同様の趣旨による給付の有無を確認する必要があるときは、市長が当該他市区町村へ照会することへ同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助制度に初めて申し込みます。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を控除して申請しております。 申請者氏名 _____ 印（旧姓 _____）				
	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、草津市税および国民健康保険税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、市がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、市が私の所得、市税および国民健康保険税の納付状況について草津市役所関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助金交付の可否決定に伴い、私が住所を有する草津市以外の他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。）におけるこの補助金と同様の趣旨による給付の有無を確認する必要があるときは、市長が当該他市区町村へ照会することへ同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、この補助制度に初めて申し込みます。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅手当分を控除して申請しております。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を控除して申請しております。 申請者氏名 _____ 印（旧姓 _____）				
7 振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		支店名	本店・支店 ・出張所	
	口座番号	普通 当座			(右づめで記入)	
	口座名義人	(フリガナ)				
8 添付書類	<b>【必須】</b> <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書（または婚姻後の戸籍謄本） <input type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 令和4年度（令和3年分）または令和3年度（令和2年分）の所得・課税証明書 <input type="checkbox"/> 本人の口座が特定できるもの（通帳表紙やカード）の写し <input type="checkbox"/> 対象経費の確認がとれる資料（契約書および領収書等）の写し <b>【該当する場合】</b> <input type="checkbox"/> 住宅手当支給証明書 <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金を返済したことがわかるもの <input type="checkbox"/> 離職票の写しまたは退職証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）					



様式第2号（第5条第1項第7号関係）

年 月 日

草津市長 宛

給与等の支払者  
所在地  
名称  
氏名  
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給状況

支給月	住宅手当		支給月	住宅手当	
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円
月	月額	円	月	月額	円

注意事項

- 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給または負担する全ての手当等の月額です。
- 証明が必要となる各月の住宅手当月額を記入してください。
- 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第3号（第7条第2項関係）

年 月 日

住所

氏名

様

草津市長

印

令和4年度草津市結婚新生活支援事業決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和4年度草津市結婚新生活支援事業については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 令和4年度草津市結婚新生活支援補助金の補助対象者に 該当する・該当しない。
- 令和4年度草津市結婚新生活支援補助金は不交付とする。

(理由 )

(令和4年5月13日揭示済み)

草津市告示第170号

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和4年5月13日

草津市長 橋 川 渉

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、業務を継続的に実施するための環境整備を図るため、市内で放課後児童健全育成事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）を実施する者が業務のICT化やオンライン研修等を行うために必要な経費に対し、草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「児童育成クラブ」とは、児童福祉法第34条の8第2項に基づく放課後児童健全育成事業の届出を行った施設をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）ならびに草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）および規則の例による。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、草津市児童育成クラブ条例（昭和61年草津市条例第25号）第3条の指定管理者および草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付決定を受けて児童育成クラブを運営する者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助要件、補助対象経費および補助基準額は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費と補助基準額のいずれか少ない額とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申

請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金所要額調書（別記様式第1号）
- (2) ICT機器の導入等の仕様および経費の明細が確認できる資料
- (3) その他市長が必要と認める書類（実績報告書の添付書類）

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助金の交付を決定した年度の翌年度4月10日までとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金実績額調書（別記様式第2号）
- (2) 項目、納品日および支払日を確認できる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類（関係書類の保管等）

第7条 補助事業者等は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書、領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年度から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、令和4年5月13日から施行し、令和4年4月1日以降の事業から適用する。（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条各号別記以外の部分に規定する書類の提出期限および第7条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条第1項関係）

補助要件および補助対象経費	補助基準額
児童育成クラブにおける利用	1 支援単位あたり
児童等の連絡帳の電子化やオンライン会議等に必要ICT機器の導入等の環境整備に係る経費および都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム	年額500,000円 ただし、令和3年度に草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金交付要綱（令和4年草津市告示第13号）に

ム基盤の導入等に係る経費。ただし、令和5年3月31日までに納品が完了しているものに限る。	よる補助金の交付を受けた場合は、当該補助基準額からその額を差し引いた額とする。
--	---

別記  
様式第1号（第5条第1号関係）

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金所要額調書

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

様式第2号（第6条第1号関係）

草津市児童育成クラブICT化推進事業費補助金実績額調書

児童育成クラブ名

補助対象経費 A	補助基準額 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
円	円	円	円	

（令和4年5月13日掲示済み）

公 告

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年5月6日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5041-014
- (2) 工事名 笠縫東小学校グラウンド改修工事
- (3) 工事場所 草津市平井三丁目
- (4) 工事概要 グラウンド表層土改良 A=8,960㎡  
暗渠排水管設置 L=685㎡  
その他土工、グラウンド施設復旧等の付帯工 一式
- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年10月31日まで

2 予定価格 85,060,000円（税抜き）

- 3 最低制限価格 設定する。(事後公表)
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。  
また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

## 5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準(平成14年6月1日制定)第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

金沢市寺町三丁目9番41号

株式会社国土開発センター

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

- (5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱(平成13年草津市告示第189号)に基づき、令和4年度において土木工事部門に登録されている者であること。
- (6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和4年度の格付において、土木工事部門のAランクとして格付けされている者であること。
- (7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねること

とができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者(監理技術者資格者証を有している者)とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を持っていること。

エ 主任技術者(監理技術者)は、雇用者と直接かつ恒常的な(入札日において3か月以上)雇用関係があること。

## 6 設計図書等の配布

- (1) 配布期間 令和4年5月6日午前9時から令和4年6月2日午後5時まで
- (2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

## 7 設計図書等に対する質疑

- (1) 受付期間 令和4年5月6日午前9時から令和4年5月18日午後5時まで
- (2) 受付場所 草津市役所契約検査課
- (3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。  
E-mail keiyaku@city.kusatsu.lg.jp
- (4) 様式 別紙様式1を用いること。
- (5) 回答日・回答方法 令和4年5月24日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。  
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

## 8 入札書等の提出

- (1) 入札書受付期間 令和4年6月3日午前9時から令和4年6月6日午後5時まで
- (2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。
- (3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。
- (4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合や書類が不鮮明で内容の確認ができない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および

び誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 土木一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、3メガバイトまでとする。

## 9 開札

(1) 開札日時 令和4年6月7日 午前9時00分から

(2) 開札場所 草津市役所契約検査課

## 10 落札者の決定方法

予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。

## 11 積算疑義申立て手続きに関する事項

(1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。

(2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。

## 12 入札の無効

(1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。

(2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。

(3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。

## 13 契約条項を閲覧する場所

草津市総務部契約検査課

14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。

15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。

17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。

19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。

## 20 その他必要事項

(1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 共同企業体での参加は認めない。

(3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。

(4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。

(5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。

(6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額



を入札書に記載すること。

- (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に契約書を提出しなければならない。
- (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
- (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
- (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。

21 入札に関する問い合わせ先

草津市総務部契約検査課

電話 077-561-2307（直通）

（令和4年5月6日揭示済み）

## 教育委員会告示

草津市教育委員会告示第9号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和4年5月2日

草津市教育委員会

教育長 藤田 雅也

- 1 期 日 令和4年5月27日（金） 午後3時
- 2 場 所 市役所6階 教育委員会室

（令和4年5月2日揭示済み）